

高知県飼料削減技術開発等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県飼料削減技術開発等事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、飼料費の高騰の影響を受けにくい養殖業への転換を推進するため、第4条に規定する補助事業者が行う飼料削減技術の開発及び普及に係る事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助事業の補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表第1に定めるとおりとし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は別表第1に掲げる者であって、別記第1号様式による事業計画認定申請書を知事に提出し、認定を受けた者とする。

2 知事は、前項の規定による事業計画が適当であると認めるときは、その計画を認定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則、要綱等の規定に従うこと。
- (2) 飼料削減技術の開発結果については、任意の様式により知事に報告すること。
- (3) 交付の決定を受けた補助事業について次に掲げる場合に該当する変更をするときは、事前に別記第3号様式による変更(中止又は廃止)承認申請書を速やかに知事に提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助金額の増額又は 20 パーセントを超える減額

イ 補助事業の中止又は廃止

ウ ア及びイに掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分の変更

- (4) 補助事業終了後において、消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）が確定した場合は、その金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (7) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超えるものに限る。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (10) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分した場合は、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならないこと。
- (11) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (12) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

（補助金の交付の決定）

第 7 条 知事は、第 5 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした団体の構成員が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 8 条 知事は、補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月7日のいずれか早い期日までに、別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けること。

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（グリーン購入）

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（附 則）

- 1 この要綱は、令和6年3月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号、第2号、第4号及び第7号から第10号まで、第8条、第9条第3項、第10条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条、第4条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助率	補助上限額
配合飼料製造業者及び 県内養殖業者等で構成 される団体	飼料削減技術の開発及び 普及に要する報酬（た だし、飼料削減技術の開 発及び普及のために新 たに雇用した者に要す るものに限る）、報償費、 旅費、消耗品費、委託費、 備品購入費、その他知事 が必要があると認める 経費	3分の2	1団体当たり 1,000万円

別表第2（第6条―第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体又は第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。